

第3章 ライフプランニングの考え方

・手法

(1) ライフプランニングの考え方

ライフプランニングとは、中長期的な生活設計を行い、そのために必要な資金計画を立てることである。具体的な資金計画は、個人の状況に応じて異なるが、一般に次のようなライフステージ別に考えることができる。

ライフステージ	資金計画 (例)
独身期	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプラン上、これから必要となる資金を作っていくために積立型商品等を活用する
子育て期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金や住宅取得資金を作るために財形住宅貯蓄等の積立型商品やこども保険等を活用する ・住宅取得時の頭金を大きくし、住宅ローンの利用額を抑える
壮年期 (40～50歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・定年までに住宅ローンを完済できるように繰り上げ返済を検討する ・老後資金準備として投資信託や個人年金保険等を活用する
熟年期 (50歳～60歳代前半)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの独立に伴って創出される余裕資金を老後資金準備に充てる ・受給することができる年金や退職金の額などを把握し、リタイアメントプランを立てる ・老後資金確保のために安全性と収益性のバランスがとれた運用を検討する
老後	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や介護、相続や贈与を意識して資金計画を立てる ・元本が保証された金融商品などによる安定的な運用を心掛ける

(2) 可処分所得の計算

可処分所得とは、家計で自由に使える手取収入のことである。給与所得者の可処分所得は、次の計算式から求められる。

$$\text{可処分所得} = \text{年収} - (\text{社会保険料} + \text{所得税} \cdot \text{住民税})$$

給与所得者の可処分所得は、年収（勤務先の給料・賞与）から、天引きされる社会保険料と所得税・住民税を差し引いた額である。なお、生命保険や火災保険などの民間保険料および財形貯蓄などは、自由に選択できる支出項目なので、可処分所得の計算にあたり年収から差し引かない。

可処分所得の計算式の各項目は、給与所得の源泉徴収票では次の箇所に記載されている。

A：年収＝「支払金額」

所得税や住民税などの税金や、厚生年金保険料や健康保険料といった社会保険料を含んだ総収入

B：社会保険料＝「社会保険料等の金額」

厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料

C：所得税＝「源泉徴収税額」

※住民税の額は源泉徴収票に記載なし

(参考) 源泉徴収票の記載項目のうち、可処分所得を計算する上では不要な項目

◇ 給与所得控除後の金額

年収から給与所得控除額（給与所得者の必要経費に相当するもの）を控除した金額。給与所得控除額は年収によって異なる。

◇ 所得控除の額の合計額

所得税を算出するうえで、「給与所得控除後の金額」から、さらに控除すべき額の合計額。所得控除には社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除などがある。

平成××年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は原簿 東京都〇〇区△△△		(受給者番号)													
		(印影) 経理課長													
		氏名 (フリガナ) ヤマダ タロウ					(印)								
氏名 山田 太郎															
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
給料・賞与		内 千 円 6 847 500			内 千 円 4 962 750			内 千 円 4 569 846			円 0				
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
○		千 円 -		特 定 人 内 人 人 人 人 1 1 1 4				人 人 5 1		内 人 人 -		人 人 1 1			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
内 千 円 909 846				千 円 120 000			千 円 50 000			千 円 19 600					
(摘要) (1) 山田五郎 (2) 山田六郎 (3) 山田幸子 (年少)															
生命保険料の金額の内訳		新自命保険料の金額 円 180,000		旧生命保険料の金額 円 100,000		介護医療費保険料の金額 円 90,000		新個人年金保険料の金額 円 360,000		旧個人年金保険料の金額 円 180,000		円			
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除額 円 2		償還開始年月日 (1回目) 年 月 日 23 1 10		住宅借入金等特別控除額 円 26		償還開始年月日 (2回目) 年 月 日 8 1 20		住宅借入金等特別控除額 円 増 (特)		住宅借入金等特別控除額 円 9,000,000			
控除対象配偶者 (フリガナ) ヤマダ ハナコ 氏名 山田 花子 区 号				配偶者の合計所得 円				国民年金保険料等の金額 円				国民健康保険料等の金額 円			
控除対象扶養親族		(フリガナ) ヤマダ イチロウ 氏名 山田 一郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ ハルコ 氏名 山田 春子 区 号		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) ヤマダ ジロウ 氏名 山田 二郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ ナツコ 氏名 山田 夏子 区 号		受給者生年月日			
		(フリガナ) ヤマダ サブロウ 氏名 山田 三郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ アキコ 氏名 山田 秋子 区 号											
		(フリガナ) ヤマダ シロウ 氏名 山田 四郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ フユコ 氏名 山田 冬子 区 号											
		(フリガナ) ヤマダ シロウ 氏名 山田 四郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ フユコ 氏名 山田 冬子 区 号											
		(フリガナ) ヤマダ シロウ 氏名 山田 四郎 区 号		(フリガナ) ヤマダ フユコ 氏名 山田 冬子 区 号											
未成年者		外国人		死亡退職者		災害者		本人が障害者		その他		中途退職		受給者生年月日	
○		○		○		○		○		○		○		51 1 1	
支払者		住所 (届所) 又は所在地 東京都×××区●●●													
氏名又は名称		A株式会社 (電) 03-××××-××××													

※ 源泉徴収票の見方については「タックスプランニング 第8章」も参照

(3) ライフイベント表の作成

結婚、子どもの誕生や進学、車や住宅の購入、定年など、人生にはいくつかの大きな出来事があり、これを「ライフイベント」という。

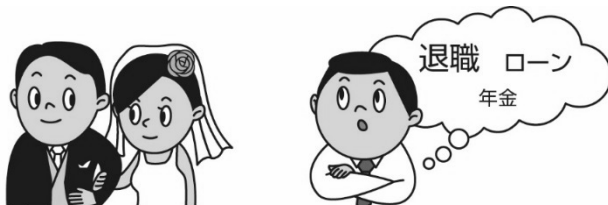
ライフイベント表とは、予想されるライフイベントを個人および家族単位で時系列にまとめたものである。ライフイベント表を作成することは、顧客本人にとって、将来の希望や目標構築のきっかけ等になる。

ライフイベント表には、決まった様式はないが、一般に横軸に年次（暦年または年度）をとり、縦軸に家族とそのライフイベント、必要とされる支出や予想される収入などを記入する。

【ライフイベント表の例】

項目／年		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
年齢	夫	37	38	39	40	41	42
	妻	35	36	37	38	39	40
	長男	5	6	7	8	9	10
	長女	2	3	4	5	6	7
ライフイベント (予定金額)	長男 幼稚園 入園 (**万円) 車買替え (**万円)	住宅購入 (**万円)	長男 小学校 入学 (**万円)	長女 幼稚園 入園 (**万円)			長女 小学校 入学 (**万円)

ライフイベント表には、子どもの進学や住宅購入などの支出を伴う事項だけでなく、定年などの収入を伴う事項も記入する。また、ライフイベント表の予定金額は現在価値で記入する。なお、現在価値とは、物価上昇率等を考慮しない金額である。



(4) キャッシュフロー表の作成

キャッシュフロー表は、現在の家計収支の状況や、今後のライフイベント等を基に、将来の家計収支と貯蓄残高の推移を予測し、表にまとめたものである。

【キャッシュフロー表の例】

(単位:万円)

項目/年		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
年齢	夫	37	38	39	40	41	42	
	妻	35	36	37	38	39	40	
	長男	5	6	7	8	9	10	
	長女	2	3	4	5	6	7	
ライフイベント		長男幼稚園 入園・車買 換え	住宅購入	長男小学校 入学	長女幼稚園 入園		長女小学校 入学	
変動率								
収入	夫の収入	2.0%	650	663	676	690	704	718
	妻の収入	0.0%	0	0	0	0	0	0
	年金収入	0.0%	0	0	0	0	0	0
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0
	収入合計		650	663	676	690	704	718
支出	基本生活費	1.0%	210	212	214	216	219	221
	住居費	1.0%	132	30	30	31	31	31
	住居費 (ローン)	0.0%	0	160	160	160	160	160
	教育費	2.0%	27	28	36	66	67	77
	保険料	0.0%	50	50	50	50	50	50
	その他支出	2.0%	110	112	114	117	119	121
	一時的支出	1.0%	160	900	0	0	0	0
支出合計		689	1,492	606	640	646	661	
年間収支			▲39	▲829	71	50	58	57
金融資産残高		1.0%	830	9	80	131	190	248

年間収支のプラスは、その年の家計の黒字を意味し、年間収支のマイナスはその年の家計の赤字を意味する。また、黒字額は金融資産残高に加算され、赤字額は金融資産残高から減算されることになるため、年間収支のプラス、マイナスは金融資産残高の増減に影響することになる。

$$\text{年間収支} = \text{年間収入} - \text{年間支出}$$

年間収入：年間の可処分所得

年間支出：食費・水道光熱費等の基本生活費、住居費（住宅ローンの返済額を含む）、教育費、保険料などの支出項目

$$\text{その年末の金融資産残高} = \text{前年末の金融資産残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

◆ キャッシュフロー表と変動率

キャッシュフロー表は、長期にわたるものであることから、変動する可能性のある項目については変動率（物価変動率等）を設定し、それに基づく将来の金額（将来価値）を記入する。キャッシュフロー表に記入する予想金額の計算式は、変動率を設定した場合、次のようになる。

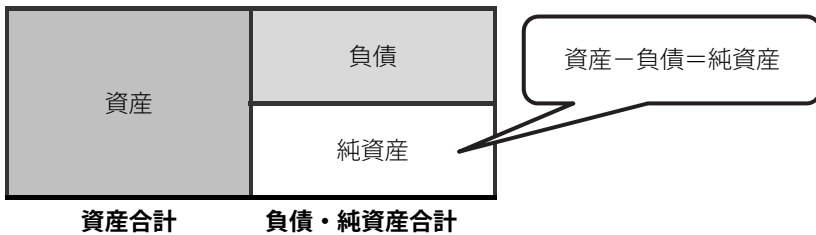
$$\text{n年後の予想金額} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^n$$

なお、 $(1 + \text{変動率})^n$ を終価係数といい、複利による将来の金額を試算する場合に用いられる。

〈例〉預金元本が3,200千円、複利2%で運用した場合の9年後の元利合計額は？
この場合の終価係数は、 $(1 + 0.02)^9 \approx 1.1951$
したがって、9年後の元利合計額 = $3,200 \text{ 千円} \times 1.1951 = 3,824,320 \text{ 円}$ となる。

◆ 個人のバランスシートの作成

個人のバランスシートとは、ある一時点における個人の資産と負債の状況を示す表である。資産項目の金額をバランスシートの左側に、負債項目の金額をバランスシートの右側の upper 段に記載し、資産の合計金額から負債の合計金額を差し引いた金額を純資産としてバランスシートの右側の lower 段に記載する。



個人のバランスシートにおける資産評価は、含み損益等を考慮した実際の資産価値に基づいて評価する必要があるため、取得価格ではなく **時価で評価** する。

たとえば、株式、自動車、不動産などは購入したときの価格ではなく、バランスシート作成時点の価格で記載する。また、養老保険や個人年金保険など資産価値のある生命保険は、解約した場合の **解約返戻金額** を記載する。

また、住宅ローンやカードローン等の負債は、当初借入金額ではなく残高を記載する。

【バランスシートの例】

(単位：万円)

現預金	700	住宅ローン	3,500
株式	200	自動車ローン	90
株式投資信託	100	負債合計	3,590
住宅・土地	2,700	純資産	210
自動車	100		
資産合計	3,800	負債・純資産合計	3,800

(5) 必要保障額の計算

世帯の収入の担い手に万一のことがあった場合に備え、次の計算によって算出される必要保障額を、一般には生命保険等で準備する。必要保障額は、年齢、職業、家族の状況、子どもの教育方針などによって異なるほか、個々のライフステージの状況によって変化する。

$$\text{必要保障額} = \text{遺族生活資金} - \text{準備済資金等}$$

必要保障額は、遺族が生活していくのに必要な遺族生活資金から、遺族年金、貯蓄等の準備済資金等を差し引いて計算する。

<例>夫が死亡した場合の遺族生活資金と準備済資金等

◇ 遺族生活資金

- 子供が大学を卒業するまでの生活費＝現在の生活費×70%×年数(22歳－末子の現在の年齢)
- 子供の教育資金、子供の結婚援助資金
- 妻の老後生活費＝現在の生活費×50%×末子の大学卒業時の妻の平均余命
- 夫死亡時の葬儀費用 等

◇ 準備済資金等

- 遺族年金
- 死亡退職金・弔慰金
- 現在の貯蓄額
- 妻が働いて得る収入 等